

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第2の3の(2)に係るものは、次のとおりとする。

第1 定義

本要領において、販売向けの国産飼料を生産する者（以下「国産飼料生産者」という。）とは、次のいずれかに該当する者とする。

1 農業者

原則として事業実施年度に自らが生産した農畜産物の販売実績がある農業を主たる業とする者をいう。

2 農家組織

農業者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、次のいずれかの要件を満たしている組織をいう。

(1) 法人にあっては、次の①から④までのいずれかの組織であること。

① 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

② 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）

③ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

イ 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（②に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

④ その他地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める法人

(2) 集団にあっては、農業者2戸以上からなる集団であって、次の①から③までの事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・販売体制の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

3 公共牧場

草地や施設等を共同利用する牧場であって、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するものをいう。

4 農地法第3条第3項等に基づき解除条件付き貸借により農地を借り入れた法人

第2 事業の内容

1 供給推進

事業実施主体は、2の飼料供給体制確立に係る取組に対する奨励金の交付及び事業の推進に必要な次の取組を行う。

- (1) 2の国産飼料生産者に対する指導・助言
- (2) 第5の3の(3)に規定する現地確認等
- (3) 本事業の効果の検証・検証結果の報告
- (4) その他本事業の推進に必要となる業務

2 飼料供給体制確立

実需者の求める品質の国産飼料の安定供給に向けて、国産飼料生産者は、品質表示を行いつつ、国産飼料の販売を拡大する取組を行う。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、交付等要綱別表の3の(2)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

1 飼料供給体制確立

(1) 交付対象

第2の2の取組に対する助成は、国産飼料生産者が販売を拡大した次の①から③までのすべての要件を満たす国産の飼料作物（別添2に定める品質表示があるものに限る。）をその対象とし、事業実施前年度から拡大した重量をその上限として交付するものとする。

① 次のいずれかの飼料作物であること。

- ア 青刈りとうもろこし
- イ ソルゴー（スーダングラスを含む。）
- ウ 牧草（飼料用の麦類を含む。）
- エ 子実用とうもろこし

② 国産飼料生産者が次のアからウまでのいずれかの権利等を有する農地等で自ら又は委託して生産した飼料作物であること。ただし、対象となる飼料作物の収穫年度に経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林

水産事務次官依命通知) IVの第2の1の水田活用の直接支払交付金の対象となつた、又は、同要綱第IVの第2の3の畑作物産地形成促進事業の対象となつた水田で生産された飼料作物は本事業の助成対象としないものとする。

ア 国産飼料生産者が所有する農地

イ 国産飼料生産者の利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）が設定された農地であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）によって利用権が設定された借入れ農用地

(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと国産飼料生産者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明している借入地。

ウ その他貸借契約書に目的、受託面積及び貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のある農地。

③ 当該年度又は当該年度の前年度に収穫され、当該年度に品質表示及び販売がされた飼料作物であること。

2 事業の成果目標及び目標年度

成果目標は、事業実施主体において、事業に参加する国産飼料生産者の国産飼料（第4の1の（1）の①に定める飼料作物に限る）の販売量の総量又は販売額の総額を事業実施前年度に比べ5%以上拡大することとし、事業完了年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

3 その他交付に関する事項

(1) 国産飼料生産者は、第5の3の（3）の規定により行う現地確認等をはじめ、本事業の実施に関し協力すること。

(2) 国産飼料生産者は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条に規定する製造業者や販売業者の届出等の手続その他同法に定められた規定を遵守すること。

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体の募集及び採択は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。

2 供給推進の手続

(1) 事業実施主体は、供給推進事業実施計画（別紙3-1-2様式第1号）を作成し、地方農政局長等と調整の上、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。

3 飼料供給体制確立の手続

(1) 事業参加申込み

- ① 第2の2の事業に参加しようとする国産飼料生産者は、飼料供給体制確立実施計画（別紙3-2様式第2号）及び飼料供給体制確立参加申込書（別紙3-2様式第3号）（以下「事業参加申込書等」という。）を事業実施主体（以下本項において「協議会」という。）に提出するものとする。
- ② 協議会は、国産飼料生産者から提出された事業参加申込書等の内容を確認し、その内容が適當と認められる場合には、飼料供給体制確立参加申込書総括表（別紙3-2様式第4号）。以下「事業参加申込総括表」という。）を作成し、事業参加申込書の写しと併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- ③ 地方農政局長等は、協議会から提出された事業参加申込総括表等の内容について、別紙3-2様式第5号により都道府県知事と調整を行うものとする。ただし、当該都道府県が協議会の構成員となっている場合は、省略することができるものとする。
- ④ 地方農政局長等は、③の都道府県知事との調整の上、事業参加申込書等の内容を審査の上、妥当と認めたときは、その結果を別紙3-2様式第6号により協議会に通知するものとする。なお、②の事業参加申込総括表等の提出が、交付等要綱第7に定める交付申請書又は第13に定める変更等承認申請書の添付により行われた場合は、それぞれ交付等要綱第9に定める交付決定又は第13に定める変更等承認をもって当該通知に代えることができるものとする。
- ⑤ 協議会は④の通知があった場合は速やかに国産飼料生産者に通知するものとする。

(2) 変更の申出

- ① 国産飼料生産者は、事業参加申込書等の内容に変更があったとき又は交付要件を満たせなくなったときは、速やかに協議会に申し出るものとする。
- ② 協議会は、事業参加申込者から①の申出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 現地確認等

- ① 協議会は、（1）の④の審査の結果、適當と認められた国産飼料生産者から抽出し、第4の1の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により交付等要綱第18に定める実績報告までの間に現地確認等を行うものとする。
- ② 協議会は、①の現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- ③ 協議会は、現地確認等が終了した後、速やかに国産飼料生産者ごとの飼料供給体制確立現地確認等結果（別紙3-2様式第7号）を作成し、飼料供給体制確立現地確認等結果総括表（別紙3-2様式第8号）に取りまとめ、交付等要綱第18に定める実績報告書に添付するものとする。
- ④ （1）の③の調整を行う都道府県は、必要に応じて現地確認等を行うことができ

るものとする。

- ⑤ 地方農政局長等は、必要に応じて協議会又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとし、現地確認等を行う場合は、協議会を通じて、国産飼料生産者に通知するものとする。

(4) 結果報告

- ① 国産飼料生産者は、当該年度の販売等の結果を当該年度の2月10日までに別紙3-2様式第9号により協議会に報告するものとする
- ② 協議会は、①の結果を取りまとめた上で、交付等要綱第18に定める実績報告を行うものとする。

(5) 国産飼料生産者死亡時における補助金の交付の承継

- ① 国産飼料生産者が(4)の①の結果報告後に死亡した場合において、当該国産飼料生産者の経営を承継する者がいない時は、当該国産飼料生産者の相続人は、当該国産飼料生産者が存命の間、本要領に定める交付要件を全て満たしていることを前提として、当該国産飼料生産者の補助金の交付を受けることができるものとする。
- ② ①により補助金の交付を受けるための手続を行う者は、国産飼料生産者の補助金の交付の承継に関する申出書(別紙3-2様式第10号)に、当該国産飼料生産者と相続関係があることを確認できる書類、当該国産飼料生産者が死亡したことを確認できる書類及び相続人本人の口座で補助金の受領を希望する場合は相続人の補助金交付先情報(別紙3-1-2様式第11号)を添付して、当該国産飼料生産者死亡後、速やかに協議会に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは(4)の①の結果報告のあった年度内とする。また、協議会は、当該国産飼料生産者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第6 助成の対象及び補助率

助成の対象及び補助率は別添1のとおりとする。

第7 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認めるものに委託することができるものとする。この場合、供給推進事業実施計画(別紙3-2様式第1号及び第1-1号)に委託先等を記載すること。

第8 事業達成状況の報告及び事業の評価等

- 1 事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの毎年度の達成状況について、本要領別記様式第3号の達成状況報告書に供給推進事業達成状況報告書(別紙3-2様式第12号)を添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業完了年度の達成状況については、交付等要綱第18に定める実績報告書の提出を行い、内容に変更がない場合は、これをもって事業完了年度の達成状況の報

告に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第4号の事業評価報告書に供給推進事業評価報告書（別紙3－2様式第13号）を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合は、事業実施主体に対し改善計画（別紙3－2様式第14号）を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、地方農政局長等は、（2）の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体に対し、隨時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体は、地方農政局長等の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

第9 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添1 交付対象及び補助率

取組事項	助成の対象	補助率
1 供給推進	交付等要綱別表の3の(2)の事業実施主体が2の取組に対する奨励金の交付及び事業推進のために行う次の取組 (1) 2の飼料供給体制確立に取り組む国産飼料生産者に対する指導・助言 (2) 第5の3の(3)に規定する現地確認等 (3) 本事業の効果の検証・検証結果の報告 (4) その他本事業の推進に必要となる業務	定額
2 飼料供給体制確立	国産飼料生産者が品質表示を行いつつ、国産飼料の販売を拡大する取組 (1) 青刈りとうもろこし (2) ソルゴー(スーダングラスを含む。) (3) 牧草(飼料用の麦類を含む。) (4) 子実用とうもろこし	定額(ただし、以下のとおりとする。) 8,300円/トン以内 8,300円/トン以内 8,300円/トン以内 12,200円/トン以内 (注1～注3)

注1：取組事項の欄の2の取組において、交付対象重量は10kg単位とし、10kg未満は切り捨てとする。

注2：取組事項の欄の2の取組において、飼料の重量は、搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上重量を計量するものとするが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、推計により算出できるものとする。

注3：取組事項の欄の2の取組において、(1)、(2)及び(3)については、1つの販売契約について3トンを(4)については、1つの販売契約について1トンを補助対象重量の下限とする。

別添2 品質表示

1 品質表示の定義

実需者の求める品質の国産飼料の安定供給に向けて、販売する飼料作物の品質等の情報を購入者に適正かつ円滑に伝達することをいう。

2 表示項目

国産飼料生産者は、次の（1）から（6）の項目を販売する飼料作物に表示する。

- (1) 品名（例：トウモロコシラップサイレージ、混播乾牧草等）
- (2) ロット番号（同一日に同一ほ場から収穫したものなど品質が同一とみなせるものを単位とする。）
- (3) 生産者（販売者）及び連絡先
- (4) 生産地
- (5) 収穫年月日
- (6) 水分

3 表示方法

表示方法は、次の（1）から（3）のいずれかとする。

- (1) 情報を記載した証票（伝票等に記載したものも含む。）を粗飼料の引き渡し時に手交する。
- (2) 情報を記載した証票を個々のペール等に貼付する。
- (3) 個々のペール等又は伝票等にロット番号及び検索先のURL（これらを二次元バーコード化したものを含む。）を記載し、インターネット等を通じて当該ロット番号から基本情報を確認できるようにする。

4 飼料作物情報の記録・提供

- (1) 国産飼料生産者は、2の表示項目とは別に、飼料作物の栽培・収穫調整段階の情報（以下「飼料作物情報」という。）を記録に努めるとともに、購入者からの問い合わせがあれば、必要に応じて飼料作物情報及び水分以外の飼料成分（TDN、CPなど）の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 飼料作物情報は、次の①から⑪までの情報とし、記録はほ場ごとに行うものとする。また、同一ほ場で複数回の収穫を行う場合は、⑤から⑪までの情報を番草ごとに行うものとする。
 - ① 草種・品種
 - ② 播種（又は更新・追播）年月日
 - ③ 施肥の状況
 - ④ 農薬散布の状況
 - ⑤ 収穫年月日
 - ⑥ 生育ステージ
 - ⑦ 収穫時の雑草混入割合
 - ⑧ 収穫時の病害虫被害
 - ⑨ 収穫時の倒伏発生程度
 - ⑩ 収穫調製の方法

⑪ 添加剤の有無及び名称

別添3 現地確認等の実施手順

第1 国産飼料生産者は、現地確認等に当たり別紙3-2の第4の1に規定する事業の要件に係る資料等を整備するとともに、別紙3-2の第5の3の(3)の現地確認等を実施する者（以下「現地確認等実施者」という。）に提供するものとする。

第2 現地確認等実施者は、次に掲げる規定に従い、国産飼料生産者が別紙3-2の第4の1に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

1 国産飼料生産者の確認

(1) 国産飼料生産者は次の内容を証する書面等を整備するとともに、現地確認等実施者は、国産飼料生産者が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 販売した飼料作物の種類
- ② 販売した飼料作物の種類ごとの重量
- ③ 販売した国産飼料の販売拡大量
- ④ 生産ほ場が要件に合致することの確認
- ⑤ 品質表示の有無
- ⑥ 重量の測定又は設定方法

(2) (1)の書面の整備及び確認は次により実施するものとする

① (1)の①及び②の内容に関する書面の整備及び確認は、納入伝票、納品伝票、領収書、飼料作物情報の記録等の確認により行うものとする。

② (1)の③の内容に関する書面の整備及び確認は、事業実施前の販売数量については納入伝票、納品伝票、領収書、その他販売数量が確認できる書面により行うものとし、事業実施年度の販売数量は①に準じて確認を行うものとする。

③ (1)の④の書面の整備及び確認は第4の1の(1)の②に合致することを証する書面により確認するものとする。

④ (1)の⑤の書面の整備及び確認は品質表示が行われたことを証する書面により確認を行うものとする。

⑤ (1)の⑥の書面の整備及び確認は、販売先、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。（重量を推計により算出した場合は算出根拠を証する書面により確認を行う。）

別紙3－2様式第1号（第5の2の（1）、第7関係）

○○年度
供給推進事業実施計画

協議会名：○○

1 推進計画

事業の目的

2 事業の内容

区分	主な取組内容	取組の目標	実施時期	事業費（円）	負担区分		備考
					国庫補助金（円）	その他（円）	
1 供給推進							
(1)国産飼料生産者に対する指導・助言							
(2)現地確認等							
(3)効果の検証・検証結果の報告							
(4)その他 ()							
2 飼料供給体制確立							
計							

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別紙3－2様式第1－1号に記載すること。

注2：備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 成果目標

(国産飼料の販売拡大量)

	事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
販売量(kg)	①	②	③	④
販売拡大量(kg)		⑤(=②-①)	⑥(=③-①)	⑦(=④-①)
販売拡大率(%)		⑧(=⑤/①×100)	⑨(=⑥/①×100)	⑩(=⑦/①×100)

※ 成果目標を販売額の拡大とする場合は、「国産飼料の販売拡大量」は「国産飼料の販売拡大額」、「販売量」は「販売額」、「販売拡大量」は「販売拡大額」と記載すること。また、額は円単位で記載すること。

別紙3－2 様式第1－1号（委託先の明細）

協議会名：○○

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額（円）

別紙3－2 様式第2号（第5の3の（1）の①関係）

飼料供給体制確立実施計画

国産飼料生産者の名称：○○

国産飼料生産者の経営類型：○○経営

1 飼料作物販売計画

（1）飼料作物生産の生産・販売方針

--

注：実需者の求める品質の国産飼料の安定供給に向けて、品質表示を行いつつ、販売拡大にどのように取り組むか具体的に記載すること。

（2）事業実施年度の飼料作物販売計画

国産飼料の種類	事業実施年度 国産飼料販売計画 (kg)	販売先		
		名称	所在地	業種
小計				
小計				
合計				

注1：国産飼料の種類は、青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草、子実用とうもろこしのいずれかを記入すること。

注2：販売先の所在地は市町村名まで記入すること。

注3：販売先の業種は、畜産農家（酪農、肉用牛、養豚、養鶏）、育成預託経営、飼料販売業者、TMRセンターなどを記入すること。

2 事業実施年度の国産飼料販売計画の詳細及び助成対象数量

(1) 国産飼料販売量

国産飼料の種類	事業実施前年度 (○○年度) (kg) ①	事業実施年度(計画) (○○年度) (kg) ②	増減量(kg) ③ (=②-①)	②のうち品質表示の ある重量(kg) ④
青刈りとうもろこし				
ソルゴー				
牧草				
子実用とうもろこし				
合計				

注：①、②は、品質表示の有無に関わらず全量を記入。

(2) 国産飼料購入量

国産飼料の種類	事業実施前年度 (○○年度) (kg) ⑤	事業実施年度(計画) (○○年度) (kg) ⑥	増減量(kg) ⑦ (=⑥-⑤)
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草			
子実用とうもろこし			
合計			

(3) 助成対象重量

国産飼料の種類	販売増減量(kg) ⑧ (=③を転記)	販売量のうち品質表示のある重量(kg) ⑨ (=④を転記)	購入量差引前増減量(kg) ⑩ (=⑧か⑨のいずれか小さい値)	購入量(kg) ⑪ (=⑦を転記)	購入量差引増減量(kg) ⑫ (=⑩-⑪)	補正計算 ⑭ (=⑫を転記。ゼロ以下の場合は、ゼロを記入)	助成対象重量(kg) ⑯ (=⑭×⑯)
青刈りとうもろこし							
ソルゴー							
牧草							
子実用とうもろこし							
合計					⑬	⑮	
補正係数(⑯=⑬÷⑮)						⑯	

注1：⑪又は⑬がゼロ以下の場合はゼロとすること。

注2：補正係数⑯は、小数点以下第2位を四捨五入。

注3：助成対象重量⑯は、10kg未満を切捨て。

注4：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

3 国産飼料販売目標

(1) 販売拡大量

	事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
販売量 (kg)	①	②	③	④
販売拡大量 (kg)		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
販売拡大率		⑧ (=⑤/①×100)	⑨ (=⑥/①×100)	⑩ (=⑦/①×100)

(2) 販売拡大額

	事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
販売額 (円)	⑪	⑫	⑬	⑭
販売拡大額 (円)		⑮ (=⑫-⑪)	⑯ (=⑬-⑪)	⑰ (=⑭-⑪)
販売拡大率		⑮ (=⑯/⑪×100)	⑯ (=⑰/⑪×100)	⑰ (=⑱/⑪×100)

注：(2) 販売拡大額は提出先の協議会が不要と判断した場合は、記入不要。

4 生産ほ場の要件（該当する場合はチェックを記入）

販売する飼料作物は、要領第4の1の(1)の②に合致する。

別紙3－2様式第3号（第5の3の（1）の①関係）

飼料供給体制確立参加申込書（事業参加申込書）

年　　月　　日

○○協議会長

○○ 殿

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領別紙3－2の第5の3の（1）の①の規定に基づき、下記のとおり事業参加を申し込みます。

記

1 事業参加申込者

経営区分	国産飼料生産者
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号) (電子メール)

注1：経営区分には、当該経営において最も収益の大きい業種（例 畜産農家等の場合は、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織、養豚経営者、養豚経営者集団、養鶏経営者、養鶏経営者集団等）を記入。

注2：法人又は組織の場合は、代表者の情報を記入し、別紙3－2様式第4－1号（組織構成員）を提出すること。

2 他の施策との関係

(1) 配合飼料価格安定制度への加入状況^{※1}

<input type="checkbox"/> 継続する	<input type="checkbox"/> 継続しない	<input type="checkbox"/> 該当しない（畜産農家ではない等）
-------------------------------	--------------------------------	---

※1 該当するものにチェックを記入。

(2) 家畜排せつ物管理に関する指導等^{※2}

<input type="checkbox"/> 指導等を受けていない	<input type="checkbox"/> 指導等を受けたが、前年度までに改善済み	<input type="checkbox"/> 指導を受けたがまだ改善していない
-------------------------------------	--	---

※2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）第 4 条及び第 5 条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告について、該当するものにチェックを記入。

(3) その他環境法令の違反^{※3}

<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
----------------------------	----------------------------

※3 以下の法律または命令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年経過していない場合は、有にチェックを記入。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ② 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ④ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ⑤ 以上の法律に基づく命令の規定

3 個人情報の取扱いの確認^{※4}

<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
-------------------------------	--------------------------------

※4 以下の個人情報の取扱いに合意する場合は、同意するにチェックを記入。

- ① 農林水産省、都道府県、協議会は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の実施に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。
- ② 農林水産省、都道府県、協議会は、本事業の実施に係る説明や国の他の補助事業の補助金交付等のため、本計画書に記載された内容を、関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

4 事業参加に係る確認事項^{※5}

- 事業参加者は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙 3-2 国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型の事業細目及び具体的な手続等について（以下「供給型細目等」という。）をよく読むなど、事

業の趣旨や内容をよく理解すること。

- 事業参加者は、供給型細目等に示す取組内容を理解の上、飼料供給体制確立実施計画に基づき取組を実施すること。
- 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
- 事業参加者は、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）、都道府県及び協議会による参加申込内容の確認及び現地確認等に協力すること。
- 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、地方農政局、都道府県及び協議会の現地確認等を実施する者からの求めに応じて提供すること。
- 本事業に係る補助金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、現地確認等の実施に協力すること。
- 本事業に係る補助金の交付を受けた後に補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認等を拒否した場合、他の供給型細目等に違反した場合には、補助金を返還すること。

※5 事項を確認し、チェックを記入。

別紙3－2 様式第3－1号（組織構成員）

法人・組織名：_____

	事業参加者	
	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別紙3－2 様式第4号 (第5の3の(1)の②関係)

飼料供給体制確立参加申込書総括表

協議会名：○○

1 事業実施年度の飼料作物販売計画の詳細

国産飼料生産者の名称(経営類型)	国産飼料の種類	事業実施前年度の販売量(kg)	事業実施年度の販売量(計画)(kg)	販売増減量(kg)	②のうち品質表示のある重量(kg)	購入量差引前増減量(kg)	事業実施前年度の国産飼料購入量(kg)	事業実施年度の国産飼料購入量(計画)(kg)	国産飼料購入量(kg)	購入量差引増減量(kg)	補正計算	助成対象重量(kg)
	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)											⑬
	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)											⑬

	青刈りとうもろこし										
	ソルゴー										
	牧草										
	子実用とうもろこし										
	合計								⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)									⑬	
合計	青刈りとうもろこし										
	ソルゴー										
	牧草										
	子実用とうもろこし										
	合計								⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)									⑬	

注1：⑧又は⑩がゼロ以下の場合はゼロとすること。

注2：補正係数⑬は、小数点以下第2位を四捨五入。

注3：助成対象重量⑭は、10kg未満を切捨て。

注4：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2 国産飼料販売目標

国産飼料生産者名		事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
	販売量 (kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
	拡大率 (%)		⑧ (=⑤/①) × 100	⑨ (=⑥/①) × 100	⑩ (=⑦/①) × 100
	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				
	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				
協議会目標	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				

注：成果目標を販売額の拡大とする場合は、「販売量」は「販売額」、「販売拡大量」は「販売拡大額」と記載すること。また、額は円単位で記載すること。

別紙3－2様式第5号（第5の3の（1）の③関係）

番 号
年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○農政局長
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
　　沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の参加申込内容に関する調整について（依頼）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領別紙3－2第5の3の（1）の③の規定に基づき、飼料供給体制確立参加申込書総括表等の内容の調整について依頼します。

別紙3－2 様式第6号（第5の3の（1）の④関係）

番 号
年 月 日

○○協議会長

○○ 殿

○○農政局長

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の事業参加申込みに対する審査結果について

○月○日付けで申込みのあった国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）飼料供給体制確立実施計画等について、審査の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 補助金交付対象総重量

青刈りとうもろこし

	kg
	kg
	kg
	Kg

ソルゴー（スーダングラスを含む。）

牧草（飼料用の麦類を含む。）

子实用とうもろこし

2 国産飼料生産者の補助の適否及び補助金交付対象重量

整理番号	国産飼料生産者の名称	補助の適否	国産飼料の種類	補助金交付対象重量 (kg)	備考
1		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
2		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
3		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
4		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
5		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
6		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
7		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
8		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		

別紙3－2 様式第7号 (第5の3の(3)の③関係)

飼料供給体制確立現地確認等結果

○○協議会

1 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年 月 日		

2 整理番号

整理番号								

3 国産飼料生産者名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

4 飼料生産・販売状況

項目	現地確認等後 青刈りとうもろ こし (注1)	現地確認等後 ソルゴー (注1)	現地確認等後 牧草 (注1)	現地確認等後 子実用とうも ろこし (注1)	合計面積 及び重量 (注1)
作付面積	a	a	A	a	a
生産量	kg	kg	kg	kg	kg
うち販売量	kg	kg	Kg	kg	kg
販売量の前年か らの拡大量	kg	kg	Kg	kg	kg
生産ほ場の要件 確認					
品質表示の有無					
重量測定の手法					

注1：10a（アール）未満又は10kg未満切捨て後の面積及び重量。

注2：生産ほ場の要件確認・重量測定の手法は適、不適、品質表示の実施状況は有、無を記入。

5 他の施策との関連（交付等要綱第32関係）

適 不適 (該当する方にチェックを記入)

別紙3－2様式第8号（第5の3の（3）の③関係）

飼料供給体制確立現地確認等結果総括表

〇〇協議会

枚/総枚数 /

整理番号	国産飼料生産者		青刈りとうもろこし				ソルゴー				牧草				子実用とうもろこし				他の施策との関係（適・不適）（注）	現地確認年月日
	氏名	住所	販売拡大量(kg)	ほ場要件（適・不適）	品質表示（有・無）	重量測定（適・不適）														
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
【合計人数（人）																				

注：交付等要綱第32項に掲げる事項への対応状況について、適、不適を記入。

別紙3－2様式第9号（第5の3の（4）の①関係）

○○年度 飼料供給体制確立販売等結果報告書

年 月 日

○○協議会長

○○ 殿

所在地

個人の場合は、氏名

団体の場合は、団体名及び

代表者氏名

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－2の第5の3の（4）の①の規定に基づき、国産飼料の販売等結果を報告します。

※別紙3－2様式第9－1号を添付すること。

別紙3－2 様式第9－1号（第5の3の（4）の①関係）

国産飼料生産者の名称：○○

国産飼料生産者の経営類型：○○経営

1 飼料作物販売結果

国産飼料の種類	国産飼料販売量 (kg)	国産飼料販売額 (円)	販売先		
			名称	所在地	業種
小計					
小計					
合計					

注1：国産飼料販売額は提出先の協議会が不要と判断した場合は、記入不要。

注2：国産飼料の種類は、青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草、子実用とうもろこしのいずれかを記入すること。

注3：販売先の所在地は市町村名まで記入すること。

注4：販売先の業種は、畜産農家（酪農、肉用牛、養豚、養鶏）、育成預託経営、飼料販売業者、TMRセンターなどを記入すること。

2 補助金交付対象重量

青刈りとうもろこし

	kg
	kg
	kg
	Kg

ソルゴー（スダングラスを含む。）

牧草（飼料用の麦類を含む。）

子実用とうもろこし

3 補助金交付対象重量算出

(1) 国産飼料販売量

国産飼料の種類	事業実施前年度 (○○年度) (kg) ①	事業実施年度 (○○年度) (kg) ②	増減量(kg) ③ (=②-①)	②のうち品質表示の ある重量(kg) ④
青刈りとうもろこし				
ソルゴー				
牧草				
子実用とうもろこし				
合計				

注：①、②は、品質表示の有無に関わらず全量を記入。

(2) 国産飼料購入量

国産飼料の種類	事業実施前年度 (○○年度) (kg) ⑤	事業実施年度 (○○年度) (kg) ⑥	増減量(kg) ⑦ (=⑥-⑤)
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草			
子実用とうもろこし			
合計			

(3) 助成対象重量

国産飼料の種類	販売増減量(kg) ⑧ (=③を転記)	販売量のうち品質表示のある重量(kg) ⑨ (=④を転記)	購入量差引前増減量(kg) ⑩ (=⑧か⑨のいずれか小さい値)	購入量(kg) ⑪ (=⑦を転記)	購入量差引増減量(kg) ⑫ (=⑩-⑪)	補正計算 ⑭ (=⑫を転記。ゼロ以下の場合は、ゼロを記入)	助成対象重量(kg) ⑯ (=⑭×⑯)
青刈りとうもろこし							
ソルゴー							
牧草							
子実用とうもろこし							
合計					⑬	⑮	
補正係数(⑯=⑬÷⑮)						⑯	

注1：⑪又は⑬がゼロ以下の場合はゼロとすること。

注2：補正係数⑯は、小数点以下第2位を四捨五入。

注3：助成対象重量⑯は、10kg未満を切捨て。

注4：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

4 飼料作物の生産・販売方針の取組結果

注：実需者の求める品質の国産飼料の安定供給に向けて、品質表示を行いつつ、販売拡大にどのように取り組んだのか具体的に記載すること。

別紙3－2様式第10号（第5の3の（5）の②関係）

補助金の交付の承継に関する申出書

年 月 日

○○協議会長
○○ 殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

整理番号

--

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の事業参加申込者の死亡により、私が代わって補助金の交付の受け取りを承継することとしたので、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領別紙3－2第5の3の（5）の②の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 補助金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生年月日	年 月 日
---------	-------

2 事業の承継等に係ること

	承継前の事業参加申込者	補助金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
整理番号		
住所	電話 ()	電話 ()

（注意事項）

- (1) ①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付すること。
- (2) 相続人の口座で補助金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の補助金交付先情報（別紙3－2様式第11号）を添付すること。

別紙3－2 様式第11号（第5の3の（5）の②関係）

相続人の補助金交付先情報

相続人氏名		住所			
フリガナ		(〒 - - -)			
氏名又は法人 、組織名					
フリガナ		電話	[]	FAX	[]
代表者氏名（法 人、組織のみ）		E-mail	@		

交付 金 振 込 口 座	金融機関名（ゆうちょ銀行は除く。）						支店名		種目	
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知
									<input type="checkbox"/> 組合勘定	
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)								金融機関コード	支店コード
	口座名義	フリガナ								
	口座名義	漢字								
《ゆうちょ銀行の方はコチラに記入してください》										
口座番号			記号			CD/再発行	番号（右詰で記入）			
口座名義	フリガナ									
口座名義	漢字									

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

上記の補助金振込口座の情報（口座番号、名義など）が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

別紙3－2 様式第12号（第8の1の（1）関係）

供給推進事業達成状況報告書

協議会名：○○

1 国産飼料販売目標と達成状況

協議会名	年	事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
目標	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量((kg))		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
	増加割合(%)		⑧ (=⑤/①×100)	⑨ (=⑥/①×100)	⑩ (=⑦/①×100)
達成状況	販売量(kg)	⑪	⑫	⑬	⑭
	販売拡大量(kg)		⑮ (=⑫-⑪)	⑯ (=⑬-⑪)	⑰ (=⑭-⑪)
	増加割合(%)		⑯ (=⑮/⑪×100)	⑯ (=⑯/⑪×100)	⑯ (=⑰/⑪×100)

※ 成果目標を販売額の拡大とした場合は、上の表に準じて販売額の拡大状況を記入した表を追記すること。

別紙3－2 様式第13号（第8の1の（2）関係）

供給推進事業評価報告書

協議会名：○○

1 国産飼料販売目標と達成状況

協議会名	年	事業実施前年度 (○○年度)	事業完了年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
目標	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量((kg))		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
	増加割合(%)		⑧ (=⑤/①×100)	⑨ (=⑥/①×100)	⑩ (=⑦/①×100)
達成状況	販売量(kg)	⑪	⑫	⑬	⑭
	販売拡大量(kg)		⑮ (=⑫-⑪)	⑯ (=⑬-⑪)	⑰ (=⑭-⑪)
	増加割合(%)		⑯ (=⑮/⑪×100)	⑰ (=⑯/⑪×100)	⑱ (=⑰/⑪×100)

2 取組の成果

3 事業実施後の課題・改善方策等

別紙3－2様式第14号（第8の1の（3）関係）

年　　月　　日

○○農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長、
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の事業実施に関する改善計画について

令和○○年度～令和○○年度において実施した国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1 事業の取組の経過

2 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（○○年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	